

委員会提出議案第 1 号

議会基本条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会議事規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 2 年 12 月 17 日提出

議会運営委員会

副委員長 田中 豊一

提案理由

令和 2 年 7 月に策定した議会 BCP により、災害時等においても議会機能を的確に維持すること及び議会議員政治倫理条例（平成 22 年条例第 21 号）を遵守することを明記するため、この条例案を提出するものです。

議会基本条例の一部を改正する条例

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 最高規範性及び見直し手続き（第18条・第19条）」を
「第9章 議会の災害対応（第18条）
第10章 最高規範性及び見直し手続き（第19条・第20条）」
に改める。

第17条中「町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」を「議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）を遵守しなければならない」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 議会の災害対応

（災害時等の議会の対応）

第18条 議会は、災害時等においても住民の生命と財産を守るため、議会機能を的確に維持しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文～第8章（略）</p> <p><u>第9章 議会の災害対応（第18条）</u></p> <p><u>第10章 最高規範性及び見直し手続き（第19条・第20条）</u></p> <p>附則</p> <p>（議員の政治倫理）</p> <p>第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、<u>議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>第9章 議会の災害対応</u> （災害時等の議会の対応）</p> <p><u>第18条 議会は、災害時等においても住民の生命と財産を守るため、議会機能を的確に維持しなければならない。</u></p> <p><u>第10章 最高規範性及び見直し手続き</u> （最高規範性）</p> <p>第19条（略） （見直し手続き）</p> <p>第20条（略）</p>	<p>目次</p> <p>前文～第8章（略）</p> <p><u>第9章 最高規範性及び見直し手続き（第18条・第19条）</u></p> <p>附則</p> <p>（議員の政治倫理）</p> <p>第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、<u>町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない</u> _____。</p> <p><u>第9章 最高規範性及び見直し手続き</u> （最高規範性）</p> <p>第18条（略） （見直し手続き）</p> <p>第19条（略）</p>